



平成19年7月25日

各 位

会 社 名 新日鉱ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高 萩 光 紀  
コード番号 5 0 1 6  
問合せ先 総務グループ総務担当  
取 締 役 八 牧 暢 行  
電 話 03-5573-5129

### 2007年発行株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、当社及び当社グループ中核事業会社の取締役等の連結業績向上及び株価上昇への意欲や士気を一層高めることを目的として、平成17年6月以降、これら取締役等に対する退職慰労金を廃止し、その相当額の一部を組み替えた株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することとしております。

これに基づき、平成19年度における株式報酬型ストックオプションを付与するために、本日開催の当社取締役会において、当社の取締役及びシニアオフィサー並びに当社子会社である株式会社ジャパンエナジー及び日鉱金属株式会社の取締役、執行役員及び理事に対し、下記のとおり新株予約権を引き受ける者の募集をし、割り当てることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 募集新株予約権の名称

新日鉱ホールディングス株式会社2007年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

#### 2 募集新株予約権の総数 408個

上記総数は、割当上限数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する募集新株予約権の総数が減少したときは、その申込の総数をもって割り当てる募集新株予約権の総数とする。

#### 3 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式総数204,000株とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は500株とする。

#### 4 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに当該募集新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

#### 5 募集新株予約権を行使することができる期間

平成19年8月10日から平成39年6月30日まで

#### 6 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 8 募集新株予約権の取得条項

募集新株予約権の取得条項は定めないものとする。

#### 9 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
  - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後  
払込金額に上記iiiに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式  
の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使す  
ることにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - v 新株予約権を行使することができる期間  
上記5に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の  
効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5に定める募集新株予約権を行使することが  
できる期間の満了日までとする。
  - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に  
関する事項  
上記6に準じて決定する。
  - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を  
要するものとする。
  - viii 新株予約権の取得条項  
上記8に準じて決定する。
  - ix その他の新株予約権の行使の条件  
下記11に準じて決定する。
- 10 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある  
場合には、これを切り捨てるものとする。
- 11 その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 上記5にかかわらず、新株予約権者は、当社の取締役、シニアオフィサー及び監査役並  
びに当社子会社である株式会社ジャパンエナジー、日鉱金属株式会社及び当社取締役会が  
指定するその他の当社子会社の取締役、執行役員、理事及び監査役のいずれの地位をも喪  
失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から3年の間に新株予約権を行使す  
ることができるものとする。
  - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下のア又はイに定める場合（ただし、イに  
ついては、上記9に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を  
除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
    - ア 新株予約権者が平成36年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場  
合：平成36年7月1日から平成39年6月30日まで
    - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約

若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）：当該承認日の翌日から15日間

- (3) 募集新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

#### 12 募集新株予約権の払込金額

割当日である平成19年8月9日における諸条件に基づきブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正価額とする。なお、割当対象者が有する報酬請求権と募集新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

#### 13 募集新株予約権を割り当てる日

平成19年8月9日

#### 14 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成19年8月9日

#### 15 割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数（上限）

当社の取締役9名及びシニアオフィサー2名に対して119個

当社子会社の取締役2名、執行役員27名及び理事5名に対して289個

（合計45名に対して408個）

以 上